破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５０３号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目２番22―702号
債務者　白石　直義
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８４号
札幌市中央区北１条東８丁目１番地39　すずらん
債務者　松本　愛衣（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４０号
札幌市東区北48条東４丁目２番２―401号
債務者　佐藤　謙太
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４４号
北海道石狩市花川南２条３丁目７番地　ハウスたいら弐番館101号
債務者　坪井　　剛
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１５号
札幌市白石区栄通８丁目４番13―202号
債務者　飯田　泰宏
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２５号
札幌市北区新琴似12条１丁目４番36号　ポプラパークＢ棟８号
債務者　小俣　豊勝
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７６号
北海道石狩市樽川９条２丁目161番地
債務者　北島　裕也
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８０号
北海道江別市大麻栄町９番地の10
債務者　安川　繭実
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１７号
札幌市東区北19条東３丁目５番12号　クオレ21―101号
債務者　中畑　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２２号
札幌市東区北34条東３丁目１番12号　プラザインＮ34―103号
債務者　本間　浩二
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２５号
札幌市東区北42条東17丁目４番15―301号
債務者　佐々木朋子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８１号
札幌市白石区南郷通16丁目北２番23―306号
債務者　松本　茂行
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０２号
北海道江別市あけぼの町11番地　あけぼの団地Ｂ７―36
債務者　郷家　春男
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０３号
北海道江別市あけぼの町11番地　あけぼの団地Ｂ７―36
債務者　郷家　桂子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
北海道上川郡下川町南町179番地
債務者　田口　健治
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第９６号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川212番地10
債務者　疊　ますみ
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６号
群馬県伊勢崎市連取町3337番地４　シャルマンアヴニュ204
債務者　菊地　　広
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係